

令和8年3月議会定例会
会議録

公立岩瀬病院企業団

令和8年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

令和8年3月24日（火曜日） 午後2時00分 開議

議事日程第1号

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 公立岩瀬病院企業団専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第3号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部改正並びに関係条例の整理に関する条例
- 第6 議案第4号 令和8年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算

出席議員（10名）

1番 菊地大介 2番 馬場吉信 3番 安藤礼子 4番 斉藤秀幸 5番 林 芳子
6番 大柿貞夫 7番 古川達也 8番 柏村修吾 9番 小林政次 10番 深谷政憲

遅参通告議員 なし

欠席議員 なし

説明のため出席した者

企業長	石堂伸二	院長	土屋貴男
院長代行	大谷 弘	副院長兼看護部長	伊藤恵美
事務長	塩田 卓	事務次長兼医事課長	有賀直明
総務課長	續橋彰夫		

午後2時00分 開会

○議長（深谷政憲）

皆さん、こんにちは。

ただ今より令和8年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が、提出されております。

印刷の上、お手元に配付しました資料を持ちまして、報告にかえさせていただきます。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、8番柏村修吾議員、9番小林政次議員、1番菊地大介議員を指名いたします。

日程第3、議案第1号から日程第6、議案第4号を一括して議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明、質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○企業長（石堂伸二）

本日ここに、令和8年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会が招集されましたとこ

ろ、議員の皆様方には、年度末の何かとご多用のところご参集をいただき、誠にありがとうございます。

また、本年度賜りましたご指導、ご支援に対しまして、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、ただ今一括議題となりました議案4件につきまして、ご審議をいただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ち、12月議会定例会以降の主な病院事業の概要についてご報告申し上げます。

はじめに、新年度の医師体制についてであります。

まず、寄附講座におきましては、総合診療科医師1名を増員予定であり、4月からは常勤医師3名での診療体制となります。

これにより、救急外来での応需率の向上や内科での幅広い領域での診療が可能となるなど、地域医療の充実などに大きく寄与するものと期待するものであります。

また、4月からは、消化器内科と整形外科の各医師1名が新たに着任予定であり、このほか、産科婦人科や外科、整形外科、麻酔科において、それぞれ1名ずつの人事異動はありますが、これらの診療科の医師体制の増減はないところであります。

初期臨床研修医については、3名が2年間の研修を修了しますが、新たに3名を受け入れる予定であり、4月時点では研修医数には増減がありませんが、新年度の定員4名に対して、定員に満たない1名分は引き続き募集を続けていく考えであります。

引き続き、県立医科大学の各講座への定期的な訪問をはじめ、当院を希望する医師に対しての積極的な招聘活動などに取り組みながら、常勤医師の確保に努めていく考えであります。

次に、クラウド・ファンディングについてであります。

今回の寄附金により、産科患者用ベッド7台やNICU家族控室用ベッド1台のほか、新生児用医療機器として、光線療法治療器や聴力検査機器などを購入したところであり、先月から、順次、供用を開始しております。

供用にあたりましては、記者会見でのベッド等の紹介や寄附者による病院見学会を実施するなど、周産期を担う当院の機能などを広くPRすることができたと考えており、改めて議員の皆様方には感謝を申し上げます。

なお、妊婦さんからは好評の声が多く寄せられておりますことをご報告させてい

ただきますとともに、今後寄せられる寄附金については、昨年12月に議決をいただきました「未来につなぐ公立岩瀬病院企業団応援基金」により、有効に活用していく考えであります。

次に、今年度の病院事業の概要についてご報告いたします。

本日配布しております「財務報告」をご覧ください。

「財務報告」の太枠囲みをしている「前年度累計比較」の欄をご覧ください。

いずれも2月までの数値ではありますが、「1. 運営状況」の3行目、入院延患者数は、6万2,290人であり、前年度比1,160人の減となっています。

また、「入院」の欄の最下段にある、1人当たりの平均診療単価は54,414円であり、前年度を1,461円上回っております。

表中段の外来の延患者数は8万4,351人であり、前年度比3,421人の減となっておりますが、その平均診療単価は15,305円であり、前年度を626円上回っております。

次に、「2. 損益状況」をご覧ください。

1行目の医業収益では、11カ月の実績で前年度比1億1,448万7千円の増収となる、55億369万4千円であり、一方、表中段の医業費用は、61億1,709万1千円であり、物価高騰などにより前年度比1億8,617万8千円増加しているため、下から2段目の医業損益では6億1,339万8千円の損失となり、前年度より7,169万1千円損失が増加しております。

この後、議案第4号においてご審議いただく令和8年度当初予算の編成に当たっては、常勤医師数の増員などの診療体制や検診体制の充実などを図りながら、前年度の患者数の目標を継続し、診療報酬改定による増収を見込む一方で、材料の共同購入化などによる経費削減に努めながら、費用の増加を極力抑制した予算を編成したところであります。

その結果、前年度と比べ、収支は改善したものの、依然として収支均衡が図れない大変厳しい予算編成となったところであります。

令和8年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の概要についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案第4号補足資料をご覧ください。

「1 業務計画」であります。その基本となる患者数と診療単価につきましては、入院におきましては、年間患者数を8万300人、一日平均患者数を220人、

診療単価を5万5,300円としています。

外来では、年間患者数を9万8,810人、一日平均患者数を410人とし、診療単価は1万5,520円とするものです。

次に右ページの「3 病院事業収益・費用計画」についてであります。

医業収益は、70億9,191万8千円を見込んでおり、前年度比2億3,260万4千円、3.4%増であります。

一方、医業費用は、74億556万円を見込んでおり、給与費においては実人数プラス今後の必要人員などを精査して計上したことなどにより、前年度比910万6千円、0.1%の減として計上したところであります。

頁中段の「医業収支差」におきましては、3億1,364万2千円の支出超過となりますが、「医業外収支差」では、3億233万4千円の収益見込みであるため、病院事業としては、前年度比2億2,920万3千円の改善となる予算を編成したところであります。

また、「4 病院事業資本的収支」におきましては、企業債について、医療機器等更新分として2億1千万円を計上するほか、経営改善推進事業分として、新たに7億円を予算計上しており、経営改善推進事業分については、経営状況を勘案しながら、借入時期や借入額などを検討していく考えであります。

次に、「5 一時借入金限度額」については、従来4億5千万円から、6億円に引き上げるものであり、一時的な資金不足に対する資金調達に備えるものであります。

令和8年度は「公立岩瀬病院経営強化プラン」の3年目であり、様々な経営課題に取り組みながら、地域の中核医療機関として、安定した質の高い医療の提供に努めるとともに、持続可能な経営基盤の確立を図るため、医業収益の確保と、支出の削減に向けた取り組みをさらに強化し、地域住民から「選ばれ、選ばれ続ける病院づくり」に取り組んでまいります。

今期定例会には、ただ今申し上げました「令和8年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」を含め、4件の議案を提案しております。詳細につきましては、このあと事務長から説明いたしますので慎重にご審議のうえ、すみやかな議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（深谷政憲）

事務長。

○事務長（塩田卓）

ただいま議題となっております 議案第1号から議案第4号までの議案4件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、「議案第1号 公立岩瀬病院企業団専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の制定に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則がそれぞれ一部改正され、水道技術管理者の資格要件が見直されたことなどにより、所要の改定を行うものであり、本年4月から施行予定であります。

次に、「議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

企業長の期末手当について、令和7年度に県などで行なわれた改定に準じ、令和8年度から年間0.05月分を増額するもので、6月、12月の支給月数を、現行の100分の150から100分の152.5に改めるものです。

また、企業長の給料月額につきましては、平成21年度の企業団設立当初から毎年度10%減額する措置を実施しており、令和8年度も引き続き減額を実施するもので、本年4月から施行予定であります。

次に「議案第3号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部改正並びに関係条例の整理に関する条例」についてであります。

当該条例については、内容が多岐にわたるため、別添の「議案第3号補足資料条例の概要」によりご説明いたしますので、ご覧願います。

「1 使用料及び手数料の改正について」であります。 (1)に記載している項目の金額改正を行うものであり、それぞれ、他の医療機関の料金などを参考に増額改定を行うものです。

また、「(2) 算定方法の明示」として、これまで別表に記載していた事項については、根拠を明確にするため、次の四角囲みの条文（第3条）を追加し、同条第3項において、消費税法に係る条文を新設します。

(3)の「算定方法の特例」については、本文に新たに特例契約を明示する条項

を追加するとともに、別表で該当する項目をまとめてわかりやすく整理します。

「2 削除した主な項目」として、鍼灸治療の施術料については現在実施しておらず、今後も再開を予定していないため削除します。

「3 債権の放棄」については、あらかじめ放棄できる事由を議会の議決を得ることにより、効率的な債権の管理を図るため、今回の改正に合わせて新たに条文を追加するものであります。

「4 文言の整理」の主な事項は、これまでの別表における料金表示では、各法律等の規定により消費税抜きと消費税込み表示が混在していたため、料金は全て税抜き表示とします。

なお、料金の院内表示や請求書等においては、消費税法の規定により総額表示とすることとしております。

「5 関係条例の改正」については、使用料及び手数料条例を引用している条例がありますので、今回の条例改正に合わせて改正するものであります。

なお、施行については、周知期間を考慮し、本年6月1日からを予定しております。

次に、「議案第4号 令和8年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」についてであります。

地方公営企業法 第24条 第2項の規定に基づき、議会のご承認を得るものであります。

予算書1ページをご覧ください。

第2条及び第3条につきましては、企業長からご説明致しましたので、それ以外について、ご説明いたします。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、設備投資や借入金返済とその資金調達を示しております。

第1款、資本的収入、第1項、出資金、2億6,516万3千円は、これまでの建設改良費の元金償還に係る構成市町村の負担分です。

企業団が実際に支払う償還金の元金総額は、第1款、資本的支出、第1項、企業債償還金、5億1,626万7千円であります。

また、資本的収入の第2項、企業債を9億1,000万円計上しており、医療機器等整備事業として2億1千万円、経営改善推進事業として新たに7億円を計上し

たところであります。

この経営改善推進事業は、「経営を改善するために必要な資金を確保し、病院事業の財政の健全化を図る」ことが目的であり、主な発行の条件としては15年以内の償還などを想定しております。

「発行予定額」については、現段階では7億円を最大枠として試算しておりますが、具体的な発行額や発行時期については、資金需要等の動向などを総合的に勘案しながら対応する考えであります。

1頁、最下段の資本的支出第3項、他会計からの長期借入金償還金5,043万8千円は、平成27年度に須賀川市から借り入れた5億円に対する元金償還額であり、平成30年度から10ヶ年の計画で元金を償還しているところです。

次に、2頁の第6条の一時借入金は、限度額を6億円とするものです。

第8条には、議会の議決なしには流用ができない経費として、職員給与費及び交際費の予算額を計上しております。

次に、第9条が補助金であります。構成市町村からご負担をいただくものとして、(1)が出資金、(2)が他会計繰入金であり、周産期医療を含む不採算医療等の繰入金です。

(3)が他会計負担金であり、企業団や高等看護学院の運営費などの分賦金と企業債償還金利子分の合計額です。

3頁からは、病院事業会計予算実施計画として収益的収入及び支出からそれぞれの明細を記載しております。

次に、10頁をご覧ください。

令和7年度の予定損益計算書について、ご説明いたします。

現時点における令和7年度決算見込みにつきましては、年度内の損益が確定していないことや、期末決算整理による損益調整も必要なことなどから、あくまでも見込みであることをご了承願います。

令和7年度は、入院及び外来のどちらも患者数が計画数を下回っておりますが、診療単価が上昇しているため、前年度実績と同程度の収益を確保しており、医業収益の合計額はわずかに増収見込みですが、費用の面では、物価高騰や給与費なども増加傾向にあり、増加が顕著な状況であります。

この結果、現段階では、「1 医業収益」の合計が、61億2,613万6千円

に対し、「2 医業費用」の合計が、67億7,057万7千円であり、表中段の医業損益は右側の欄になりますが、6億4,444万1千円の損失を見込んでおります。

「3 医業外収益」と、「4 医業外費用」を加えた、経常損益でも、4億8,695万7千円の損失となる見込みであり、下から3段目の「当年度純損益」では、3億8,328万2千円の損失を見込んでおります。

次に、予算書15頁をご覧ください。

令和8年度の予定資金計画についてご説明いたします。

この表においては、令和7年度の決算見込額を掲載しておりますが、年度末の差引で約5億7,103万7千円を見込んでおり、現段階では、令和8年度末は経営改善推進事業に係る企業債7億円を借入予定であるため、約10億4,215万8千円の資金残高となる見通しであり、企業債7億円の借入を除けば、約3億4,215万8千円の残高見込みであります。

今年度は、年度後半に患者数の増加傾向がみられ、診療単価も上昇しているため、収益が安定してきておりますが、一方では、物価高騰や給与費の伸びなどから支出も増加してきており、今後、2月、3月の業務成績の確定を待って、年度末整理などの処理を行い、令和7年度決算を確定させた後に改めてご報告させていただきます。

以上、議案4件の提案理由及びその内容についてご説明させていただきました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（深谷政憲）

これより、議案第1号「公立岩瀬病院企業団専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(深谷政憲)

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長(深谷政憲)

これより、議案第1号「公立岩瀬病院企業団専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(深谷政憲)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(深谷政憲)

次に、議案第2号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(深谷政憲)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長(深谷政憲)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(深谷政憲)

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長(深谷政憲)

これより、議案第2号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例

の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(深谷政憲)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(深谷政憲)

次に、議案第3号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部改正並びに関係条例の整理に関する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○議長(深谷政憲)

9番小林政次議員。

○9番(小林政次)

2頁の第6条に消滅時効とありますが、この消滅時効は何年になるのか伺いたい。
また、後ろから2頁目の証明書交付手数料について、「簡易なもの」と「複雑なもの」の2種類ありますが、どのような区分けをしているのか伺いたい。

○議長(深谷政憲)

ただ今の9番小林政次議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

○議長(深谷政憲)

企業長。

○企業長(石堂伸二)

消滅時効は、令和2年度以降は原則として権利を行使できるとした時から5年ですが、それ以前の医療費については3年が適用される場合があります。証明書交付手数料の区分けについては、事務次長から説明をさせます。

○議長(深谷政憲)

事務次長。

○事務次長(有賀直明)

証明書交付手数料の区分けについてであります。簡易なものについては書式がないもの、「複雑なもの」については保険会社等の関係団体から書式の提示があるものという区分けをしております。

○議長（深谷政憲）

ほかに質疑ありませんか。

○議長（深谷政憲）

7番古川達也議員。

○7番（古川達也）

今回の使用料及び手数料の改定により、どのくらいの増収が見込まれるのか伺いたい。

○議長（深谷政憲）

ただ今の7番古川達也議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

○議長（深谷政憲）

企業長。

○企業長（石堂伸二）

今回の改定により、約700万円の増収になると見込んでおります。

○議長（深谷政憲）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、議案第3号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部改正並びに係る条例の整理に関する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (深谷政憲)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (深谷政憲)

次に、議案第4号「令和8年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○議長 (深谷政憲)

7番古川達也議員。

○7番 (古川達也)

予算書7頁の下段、高等看護学院費についてであります。令和8年度の入学予定者数及びその入学予定者数のうちどのくらいが公立岩瀬病院への就職を見込んでいるのか伺いたい。また、令和7年度の実績についても伺いたい。

○議長 (深谷政憲)

ただ今の7番古川達也議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

○議長 (深谷政憲)

院長代行。

○院長代行 (大谷弘)

令和8年度については、定員どおり30名が入学予定となっております。例年は5名から10名前後が当院へ就職している状況であります。なお、当院への就職希望者を増やすため、今年度から高等看護学院の学生に対して当院の説明会を実施しております。

令和7年度については、入学生が28名、卒業生が25名であります。卒業生のうち、2名は進学し、当院へは7名が就職いたします。

○議長 (深谷政憲)

ほかに質疑ありませんか。

○議長 (深谷政憲)

9番小林政次議員。

○9番 (小林政次)

10頁の令和7年度公立岩瀬病院企業団病院事業予定損益計算書の当年度純損益

についてですが、損益が黒字になるのはいつ頃を見込んでいるのか伺いたい。

○議長（深谷政憲）

ただ今の9番小林政次議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

○議長（深谷政憲）

企業長。

○企業長（石堂伸二）

新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金の終了以降、赤字を計上しており、皆様にはご心配をおかけしております。令和8年度当初予算におきましては、収支的に約1,100万円の損失という状況であり、もう少しで収支均衡に近い予算編成が可能となると考えております。

収益は毎年増加しており、これまでも経費削減努力はしておりますが、費用の伸びが収益の伸びを上回る状況が続いております。しかしながら、令和7年度に中途退職や福島県立医科大学の人事異動により減少した医師数が、令和8年度には前年度当初と同数まで戻り医師体制が整うため、令和9年度頃には黒字化し、地域の中核医療機関としての役割を担っていければと考えております。

○議長（深谷政憲）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、議案第4号「令和8年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(深谷政憲)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(深谷政憲)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これもちまして、令和8年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

令和8年3月24日 午後2時45分 閉会